

ガ ス 温 水 床 暖 房 契 約
(選 択 約 款)

平成30年 9月 1日実施

松 栄 ガ ス 株 式 会 社

目次

1. 選択約款の変更	1
2. 用語の定義.....	1
3. 適用条件.....	1
4. 契約の締結.....	2
5. 契約期間.....	2
6. 使用量の算定.....	2
7. 料金.....	2
8. 単位料金の調整	3
9. 割引制度.....	3
10. 名義の変更.....	4
11. 契約の解約.....	4
12. 精算	4
13. 設置確認.....	4
14. その他.....	5
付 則	6
1. 本選択約款の実施期日	6
別 表	7
1. 料金及び消費税相当額の算定方法	7
2. 料金表 1	8
3. 料金表 2	9
4. 料金表 3.....	10

平成29年 4月 1日

制定

平成30年 9月 1日

改定

1. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に関する異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ①供給条件の説明及び契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、当社ホームページでの開示またはその他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ②契約締結後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約締結後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

2. 用語の定義

この約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「ガス温水床暖房」（以下「床暖房」といいます。）とは、エネルギー源として都市ガスを使用し、温水を循環させる機能を有する熱源機により、床面下に設置した配管に温水を供給して暖房を行う機器をいいます。
- (2) 「高効率給湯器」とは、エネルギー源として都市ガスを使用し、潜熱を回収するための熱交換器を備え、給湯熱効率が90%以上である給湯器をいいます。
- (3) 「コージェネレーションシステム」とは、都市ガスを1次エネルギーとしてガスエンジン、燃料電池等により電力、または動力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用する熱電供給システムをいいます。
- (4) 「冬期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までの5か月の期間をいい、「その他期」とは5月使用分（4月検針日の翌日から5月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの7か月の期間をいいます。
- (5) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課せられる消費税および地方税法の規定により課せられる地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (6) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (7) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (8) 「当社（導管部門）」とは、ガス事業法第2条第5項に規定される事業を営む当社の部門を指します。
- (9) 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。

3. 適用条件

床暖房を使用されるお客さまで、この選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

4. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。
- (2) 申し込みの際お客さまは、所定の申込書を用いて、当社に申し込んでいただきます。
- (3) 当社は、この選択約款を契約されたお客さまで、その契約期間満了前に解約された方が、同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。（(4)において同じ）
- (4) 当社は、この選択約款を契約されているお客さまが、その契約の期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、ガス小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

5. 契約期間

契約期間は、以下の規定にもとづき決定いたします。

- (1) 本選択約款に基づく契約の契約期間は、(2)に該当する場合を除き、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日（以下「適用開始日」といいます。）から、その翌年度最初の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（同一の需要場所かつ同一のお客さまについて、検針日とその検針日の翌日を境にガス小売事業者が変更される場合を含みます。）以前の場合は、そのガスの使用を開始する日を適用開始日とし、その日から、その翌年度最初の定例検針日までといたします。
- (2) ガス小売供給に係る無契約状態が存在する場合は、その事由発生日（契約が解約された日）の翌日を適用開始日とし、その日から、その翌年度最初の定例検針日までとすることがあります。
- (3) 契約期間満了日以前にお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合、この契約は、契約期間満了日の翌日からその翌年度最初の定例検針日まで継続するものとし、以後これにならうものとしていたします。
- (4) (3)にもとづき契約を更新する場合において、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のように行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - ①供給条件の説明における更新後の契約期間は、当社が適当と判断した方法により説明いたします。また、契約締結前の書面交付は行いません。
 - ②契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を記載いたします。

6. 使用量の算定

当社（導管部門）は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の日の翌日から起算して31日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収期限経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。
- (3) 料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。

- (4) 料金は、口座振替、クレジットカード払い、又は払込みのいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回るまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(6)のとおりといたします。

- ①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートルあたり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.078 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートルあたり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.078 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切捨てます。

- (2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ①基準平均原料価格(トンあたり)

34,700円

- ②平均原料価格(トンあたり)

別表1(6)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価格から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算定式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9608 + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0513$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社の店口に掲示いたします。

- ③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 割引制度

- (1) 本選択約款を適用されているお客さまであって、高効率給湯器またはコージェネレーションシステムをご使用いただいている場合には以下に定める割引種別で、適用条件を満たす種別を選択し、当社が定める申込方法により割引制度適用を当社に申し込むことができるものといたします。

第一種割引 適用条件 高効率給湯器をご使用の場合

第二種割引 適用条件 コージェネレーションシステムをご使用の場合

- (2) 当社は、当社が割引制度の申し込みを承諾した日以降、最初の定例検針日の翌日から割引制度を適用いたします。なお申し込みを承諾した日が定例検針日と同日の場合は、その翌日から適用いたします。また、申し込みの承諾が使用開始日に先立って行われた場合には、使用開始日から割引制

度を適用いたします。

- (3) 割引制度の適用期間は本選択約款にもとづく契約と同一とし、本選択約款にもとづく契約が適用期間後も継続される場合には割引制度も継続されるものいたします。なお本選択約款にもとづく契約が終了した場合は、契約終了日をもって割引制度も終了いたします。
- (4) 当社は、割引制度を適用する場合、第一種割引は別表4(1)を、第二種割引は別表4(2)を適用して割引額を算定いたします。
- (5) すでに割引制度を適用されているお客さまが、割引制度の変更を希望される場合は、(1)の定めによるものいたします。当社は、当社が割引種別の変更の申し込みを承諾した日以降、最初の定例検針日の翌日から変更した割引種別を適用いたします。なお申し込みを承諾した日が定例検針日と同日の場合は、その翌日から適用いたします。
- (6) お客さまが割引制度の適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかに当社に割引制度の適用終了を申し出ていただきます。
- (7) お客さまに割引制度適用に関する違反があった場合((1)を満たさなくなった場合を含みます)は、当社の申し出にもとづき、割引制度の適用を終了できるものいたします。
- (8) (6)(7)による申し出があった場合、申し出が相手方に到着した日以降の最初の定例検針日をもって割引制度の適用を終了いたします。なお、申し出の到着日と定例検針日が同日の場合は、申し出の到着日をもって割引制度を終了いたします。

10. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

11. 契約の解約

当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合(3の適用条件を満たさなくなった場合を含みます)には契約期間中であっても、相互に契約を解除できるものいたします。

12. 精算

- (1) すでにこの選択約款を適用のお客さまで、3の適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、ガス小売供給約款に定める料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。
- (2) すでに9に定める割引制度を適用のお客さまで、9(1)に定める条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、条件を満たす割引種別を適用した場合の料金、または条件を満たす割引種別がない場合は9に定める割引制度の適用がない場合の料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。

13. 設置確認

- (1) 当社は、3又は9の適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、使用場所への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款を解約し、契約終了日の翌日からガス小売供給約款を適用いたします。
- (2) お客さまは、3に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、適用条件を満たさなくなった場合は、本選択約款解約の申し出があったものとみなし、11にもとづき契約を解約いたします。
- (3) お客さまは、9に定める割引制度を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、割引制度を満たさなくなった場合は、割引制度適用終了の申し出があったとみなし、9に基づく割引制度適用を終了いたします。

14. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、平成30年9月1日から実施いたします。

別 表

1. 料金及び消費税相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、割引前料金額から割引額を差し引いたものいたします。ただし、9に定める割引制度の適用がなされていない、または(4)で算定した割引額が0円の場合は、早収料金は、割引前料金額といたします。なお、算定の結果1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものいたします。
- (2) 割引前料金額は、基本料金と従量料金の合計額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または8の規定により算定した調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 割引額は、割引前料金額に別表4に定める割引率を乗じて算定いたします。ただし、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額は0円といたします。
- (5) (1) から (4) の定めを算式に表すと以下のとおりです。
- $$\text{料金} = \text{割引前料金額} - \text{割引額} \quad (1 \text{円未満の端数切り捨て})$$
- $$\text{割引前料金額} = \text{基本料金} + \text{単位料金} \times \text{使用量}$$
- $$\text{割引額} = \text{割引前料金額} \times \text{別表4に定める割引率}$$
- ただし、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は0円
- (6) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (5) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)
- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額 = 早収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)
 - ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額 = 遅収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

2. 料金表 1

(その他期)

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから25立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が25立方メートルをこえ、80立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が80立方メートルをこえ、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が200立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

①料金表A

a. 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	842.40円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	----------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	191.62円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

②料金表B

a. 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,382.40円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	170.02円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③料金表C

a. 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,008.80円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	162.19円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④料金表D

a. 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,963.60円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	152.40円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表2

(冬期)

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから25立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が25立方メートルを超え、70立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が70立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表

①料金表A

a. 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	842.40円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	----------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	142.75円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

②料金表B

a. 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,382.40円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	121.15円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③料金表C

a. 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,596.40円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	89.52円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	---------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表3

(1) 第一種割引

割引率	5パーセント
-----	--------

(2) 第二種割引

割引率	15パーセント
-----	---------